

進路ジャーナル

青森県立森田養護学校

進路指導部 No.3

発行 令和2年6月30日

今月号の進路ジャーナルは、前期産業現場等における実習の報告と一般就労と福祉的就労の違いについて掲載します。本来であれば2・3年生は、自分の興味・関心のある事業所や将来を見据えた事業所で実習をしますが、新型コロナウイルス感染拡大予防のため、校内の各作業班で実習を行いました。1年生は、いつもどおりつがる地球村で実習を行いました。実習では、生徒間の距離の確保、こまめな手洗い・アルコール消毒、状況に応じたマスクの着脱など例年とは違う対応をしながらの実習となりました。

校外に出られなかったことは大変残念ことですが、働く知識と能力を身に付けるための重要な時間になりました。

【前期産業現場等における実習がんばろう会】

6月5日金曜日5・6校時に「前期産業現場等における実習に向けてがんばろう会」を実施しました。今回の実習は校内において集団実習になりましたが、校長先生や高等部職員、高等部生徒の前で実習の目標を発表することで3年生は実習の先にある進路、1・2年生は就労するために必要な知識、能力について意識付けするきっかけになりました。



【つがる地球村】

つがる地球村では、4・5組とわくわくワーク班が施設内の草取り作業を行いました。30度近い気温の中で作業を行った日もありました。働くために必要な体力を今回の実習で身に付けることができました。



【わくわくワーク班】

ジョブトレーニング班と連携し、板材からプランターを作成し、昨年度収穫したひまわりの苗を定植しました。初めての作業にも張り切って取り組んでいました。



【ジョブトレーニング班】

小学部の教室清掃や花壇の手入れなど環境整備に力を入れました。実習期間だからこそできる、より丁寧な作業を心がけました。暑い中、いろいろなことをしてくれて本当に助かりました。



【農業紙工班】

農業のより深い知識と能力を習得するために体験学習のみではなく、座学にも力を入れて実習を行いました。雨の日も雨具を着て作業する姿が輝いていました。



【ニードルワーク班】

森養祭などで販売する製品の生産活動に重点を置き実習を行いました。商品を手にしたお客さんの顔を想像しながら取り組みました。



～進路指導担当者から～

高等部の皆さん、二週間の実習お疲れ様でした。実習が始まる前と終わった後の表情を見比べると一皮むけてたくましくなったように感じます。厳しい言葉をかけられる場面もあったかと思いますが、この経験を後期実習で生かせるようまた作業班の仕事に励みましょう。

〈一般就労と福祉的就労について〉

【一般就労】

一般企業などの雇用形態に基づいて働くことを一般就労と呼んでいます。いわゆる一般の会社と雇用契約を結び、最低賃金が保証されます。労働時間は6～8時間くらいが一般的です。本校卒業生で一般就労した生徒は、ほとんどが障害者雇用枠での就労です。

【福祉的就労】

心身の障害により、一般企業で働くことが難しい場合などに、福祉サービスを受けながら働く働き方を福祉的就労といいます。福祉的就労を行う場としては、総合支援法に基づく「就労継続支援事業所」や生活保護法に基づく「授産施設」などがあります。福祉的就労では、一人ひとりの状況に合った、働くスキル向上のための支援を受けながら生産活動を行います。



一般就労と福祉的就労の大きく異なる点はサービス提供を受けるかどうかです。つまり、通常労働だけなら一般就労、サービス提供を受けながら労働するのが福祉的就労です。一般就労では、障害のある方が継続して働くことができるような環境作りや支援を行う職場環境作り、一般就労に必要な能力を得るための訓練、相談援助、明確な指示の作成、送迎など、それぞれの会社で可能な支援や配慮があります。一方、福祉的就労の場では、「支援員」「指導員」といった、障害者を支援・指導する人員が必ず配置されていて、障害のある方が働けるように環境を作ったり、適切な指示を行ったり、仕事の最中につまずかないよう助言を行ってくれるなどのサービス提供を受けることができます。一般就労の担当者や上司と比較した場合、手厚いサービスを受けられるため安心して働くことができます。

【福祉的就労の分類】

〈就労継続支援 A 型事業所〉

雇用契約を結び、最低賃金が保証されます。労働時間4時間が一般的です。福祉サービスの対象になります。対象者は原則18歳～65歳の障害のある人です。

〈就労継続支援B型事業所〉

福祉サービスの対象です。雇用契約を結んでの就労が難しい方に対して行う就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援事業を行うところです。働いた量に応じた工賃が支払われます。対象者は全般的に障害がある方となっています。

〈就労移行支援事業所〉

働くために必要な知識や能力を身に付ける職業訓練や実習、また就労後には職場定着支援を行います。作業訓練等で基礎体力や集中力・持続力の向上を目指しつつ、職業習慣の確立や、身なり・挨拶をはじめとしたビジネスマナーの習得を目指すところです。対象は障害を持っている65歳未満の方となっています。就労継続支援 A・B 型とは違い、利用には二年の期限が設けられています。

〈生活介護事業所〉

介護を必要とする方に対して、主に日中の入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談・助言、その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動・生産活動の機会の提供の他、身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行うところです。

次回の進路ジャーナルは

「事業所紹介パート2」

「卒業生の状況紹介」

について掲載いたします。

《お願い》 進路に関して取り上げてほしい内容等ありましたら、連絡帳等をおしてふってご質問ください。